

## 船舶事故調査報告書

令和5年11月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年12月26日 07時35分ごろ
発生場所	青森県東北町田ノ沢東方沖（小川原湖西部） 狼ノ沢 <sup>おいきわ</sup> 三等三角点から真方位141°2,040m付近 （概位 北緯40°47.3′ 東経141°18.7′）
事故の概要	漁船第十二長栄丸 <sup>ちやうえい</sup> は、北東進中、また、漁船第2光運丸 <sup>こううん</sup> は、北北西進中、両船が衝突した。 第2光運丸は、船長が重傷を負い、操舵区画上部構造物に破損等を生じ、また、第十二長栄丸は、右舷船首部外板に破損等を生じた。
事故調査の経過	令和5年1月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十二長栄丸、1.5トン AM6-1452（漁船登録番号）、個人所有 7.06m(Lr)×2.20m×0.78m、FRP ディーゼル機関、船内外機、25kW（動力漁船登録票による）、平成2年4月6日 B 漁船 第2光運丸、1.1トン AM6-1363（漁船登録番号）、個人所有 7.32m(Lr)×1.79m×0.73m、FRP ガソリン機関（船外機）、100kW（動力漁船登録票による）、昭和63年10月9日
乗組員等に関する情報	A 船長A 36歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年10月28日 免許証交付日 令和元年11月26日 （令和7年10月27日まで有効） B 船長B 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年10月8日 免許証交付日 令和3年10月14日 （令和9年10月7日まで有効）

	甲板員B 72歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に破損等 B 操舵区画上部構造物に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが救命胴衣を着用して1人で乗り組み、しじみ漁の操業を行う目的で、令和4年12月26日07時30分ごろ、東北町田ノ沢（小川原湖西部）の係留棧橋を出発した。</p> <p>船長Aは、ふだん、僚船と出発が重ならないよう最後に係留棧橋を出発するようにしており、本事故当日も同様であった。</p> <p>船長Aは、船体後部に設けた操舵区画後端に取り付けたFRP製の板に腰を下ろした姿勢で操船に当たり、約2.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で約300m東進した後、左転して進路を変え、約1.2knに増速し、漁場に向けて北東進した。</p> <p>船長Aは、周囲を一べつしたところ、船首方を西進する僚船以外、航行の支障となる船舶を認めなかったため、僚船に意識を向けながら北東進していたところ、07時35分ごろ、右舷方から接近するB船が急に視界に入った。</p> <p>船長Aは、このままでは衝突すると思い、後進するためクラッチを中立に入れたが、機関回転数が下がらなかったため、後進に入れることができず、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突したことを認め、その後、主機を停止した。</p> <p>船長Aは、B船の乗組員等の状況を確認することとし、主機を始動してB船に接近したところ、B船の甲板員（以下「甲板員B」という。）が後部甲板上に倒れ込んでいる船長Bを介抱しているのを認めて、警察、消防及び両船が所属する漁業協同組合に本事故の発生を通報後、B船をA船の係留棧橋にえい航した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが救命胴衣を着用して乗り組み、しじみ漁の操業を行う目的で、26日07時30分ごろ東北町船ヶ沢（小川原湖西部）の係留棧橋を出発した。</p> <p>船長Bは、ふだん、僚船と出発が重ならないよう最後に係留棧橋を出発するようにしており、本事故当日も同様であった。</p> <p>船長Bは、船体後部に設けた操舵区画後端に立って操船に当たり、約3.5knの速力で約300m北東進した後、左転して進路を変え、約2.1knに増速し、漁場に向けて北北西進した。</p> <p>甲板員Bは、操舵区画前の右舷側甲板上に置いたプラスチック製ビールケースに左舷を背にして腰を下ろした姿勢で、右舷方の見張りを行っていた。</p>

	<p>船長Bは、周囲を一べつしたところ、船首方を西進及び船尾方から北進する僚船以外、航行の支障となる船舶を認めなかったため、僚船に意識を向けながら北北西進していたところ、07時35分ごろ、衝撃音とともに衝撃により後部甲板の右舷ブルワーク付近まで飛ばされた。</p> <p>甲板員Bは、衝撃音と衝撃によって左舷方を振り向いたところ、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突したことを認め、その後、船外機を停止するとともに落水しそうになった船長Bを船内に引き入れて介抱を行った。</p> <p>船長Bは、A船の係留棧橋に着棧後、救急車に引き継がれて、八戸市内の病院に搬送され、肋骨多発骨折、肺挫傷等と診断された。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の状況、写真2 B船の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aによれば、ふだん、自船を追い越す僚船は、自船を避けて航行していたので、本事故当時も同様に自船を避けると思い、船首方を西進する僚船に意識を向けており、右舷方から接近するB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bによれば、ふだん、自船が係留棧橋を最後に出発していたので、本事故当時、僚船は既に漁場に向かったと思い、船首方を西進及び船尾方から北進する僚船に意識を向けており、左舷方から接近するA船に気付かなかった。</p> <p>甲板員Bによれば、北北西進中、船首方を西進及び船尾方から北進する僚船に意識を向けており、本事故が発生するまでA船に気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小川原湖西部を北東進中、船長Aが、船首方を西進する僚船に意識を向けながら航行を続けたことから、右舷方から北北西進して接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだん、自船を追い越す僚船は、自船を避けて航行していたことから、本事故当時も同様に自船を避航するものと思われ、船首方を西進する僚船に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、小川原湖西部を北北西進中、船長Bが、船首方を西進及び船尾方から北進する僚船に意識を向けながら航行を続けたことから、左舷方から北東進して接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだん、自船が係留棧橋を最後に出発していたことか</p>

	<p>ら、本事故当時も僚船が既に漁場に向かったものと思い、船首方を西進及び船尾方から北進する僚船に意識を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、小川原湖西部において、A船が北東進中、B船が北北西進中、船長Aが、船首方を西進する僚船に意識を向けながら航行を続け、また、船長Bが、船首方を西進及び船尾方から北進する僚船に意識を向けながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の船舶だけに意識を向けることなく、また、航行の支障となる船舶はいないものと思わず、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 A船の状況



A船の係留桟橋（A船修理前）



船長A

本事故当時の船長Aの配置



船首部



右舷船首部外板に破損等

写真2 B船の状況



B船の係留棧橋（B船修理後）

船長B



甲板員B



船長B

本事故当時の船長B及び甲板員Bの配置